

1. 件名：三菱原子燃料(株)の初回定期事業者検査の実施についての面談

2. 日時：令和4年12月5日(月) 13時30分～14時20分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、千葉主任原子力専門検査官、清水原子力専門検査官

宮本検査技術専門職

三菱原子燃料(株)

安全・品質保証部長 他6名

5. 要旨

○ 三菱原子燃料(株)(以下「事業者」という。)から、令和4年10月18日に実施した面談の指摘を踏まえて、初回の定期事業者検査(以下「定事検」という。)の実施方針について、資料に基づいて以下の説明があった。

- ・使用前検査合格証及び使用前確認証の交付日(令和4年8月19日)並びに自主検査の実施日から12ヶ月を超えない時期に実施する考え方から、初回の定事検は令和5年5月から8月にかけて実施する計画とする。定事検開始時の報告書は令和5年1月に提出する予定。
- ・作動状況を確認する検査は、原則、動作確認による検査とする。
- ・経年変化に対する定事検の対象は、長期施設管理方針に基づき選定し、検査頻度については長期保全計画に基づき定める。
- ・他法令に基づき点検が実施されているものについては、その検査記録を定事検の中で核燃料物質の加工の事業に関する規則上の維持要求を満たしていることを確認する。
- ・本年5月23日に実施した面談において、指摘を受けた内容を定事検開始時の報告書に反映する。

○ 原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- ・加工施設の性能検査で実施した非常用D/Gによる排気設備の運転切替による建屋負圧の検査について、定事検として実施するか否か整理すること。

○ 事業者から、了承した旨の回答があった。

6. その他

資料：初回定期事業者検査の実施について

以 上